善通寺市新庁舎ネットワーク構築業務

公募型プロポーザル実施要領

善通寺市新庁舎ネットワーク構築業務に当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

１　提案の対象とする業務の概要

（１）業務名

善通寺市新庁舎ネットワーク構築業務

（２）業務の内容

別添「善通寺市新庁舎ネットワーク構築業務要件定義書（別紙１）」（以下「要件定義書」という。）のとおり

（３）業務の履行期間

契約締結した日から令和３年１２月３１日（金曜日）まで

なお、新庁舎引き渡しは令和３年１１月末を予定している。

（４）システムの運用開始日

令和４年１月４日（火曜日）

（５）提案価格上限額

１３０，０００，０００円（消費税及び地方消費税を除く。）

２　参加資格要件

以下の要件を全て満たすこと。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

（2）参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、善通寺市指名停止等措置要領（平成元年4月1日告示）に基づく指名停止を受けていないこと。

（3）令和2･3年度の「善通寺市役務提供等入札参加資格者名簿」に登録されていること。ただし、次の書類を提出した者は上記に準ずる資格がある者とみなす。

①　法人税と消費税及び地方消費税について未納税額がない旨の証明書

②　商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

③　決算状況を明らかにする書類

（4）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者。

（5）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者。

（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

（7）平成28年4月1日以降において、地方自治体が発注する構内ネットワーク敷設及び構築業務の受注実績が１件以上あること。共同企業体（ＪＶ）での実績は代表構成員での実績のみとする。

３　スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内　　容 | 日　　時 |
| 1 | 公募開始 | 令和3年4月16日（金） |
| 2 | 質問書の提出期限 | 令和3年4月26日（月）15時まで |
| 3 | 参加表明書の提出期限 | 令和3年5月10日（月）15時まで |
| 4 | 業務提案書等の提出期限 | 令和3年5月24日（月）15時まで |
| 5 | プレゼンテーション及びヒアリング審査 | 令和3年5月31日（月）予定 |
| 6 | 特定・非特定通知書の送付 | 令和3年6月初旬予定 |

４　提案書の提出と審査に係る手続

（１）提供資料

① 善通寺市新庁舎ネットワーク構築業務公募型プロポーザル実施要領（本紙）

② 要件定義書一式

③ 提案書作成要領（別紙２）

④ 提案書評価基準（別紙３）

⑤ 参加表明書（別紙様式１）

⑥ 価格提案書（別紙様式２）

⑦ 仕様一覧表（別紙様式３）

⑧ 質問書（別紙様式４）

⑨ 実績調書（別紙様式５）

⑩ 実施体制図（別紙様式６）

（２）要件定義書に関する質疑及び回答について

1. 質疑方法

提案書作成に当たり、質問がある場合は、「質問書」（別紙様式４）を作成し、電子メールで提出すること。

なお、公平性を期すため「質問書」以外での回答はしない。

1. 提出場所

総務部デジタル推進室メールアドレス digitalx@city.zentsuji.kagawa.jp 宛て

標題は「【事業者名】善通寺市新庁舎ネットワーク構築業務質問書」とすること。

1. 提出期限

令和３年４月２６日（月曜日）１５時まで（必着）

1. 回答について

回答は、順次回答する。なお、提出期限後に全ての質問に対する回答をホームページで公表する。

1. 質問回答書の取扱いについて

「質問回答書」の内容については、本実施要領及び要件定義書など、配布した提供資料の追加又は修正として取り扱うこととする。

（３）参加表明書の提出

参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期間

1. 提出方法

「参加表明書」（別紙様式１）及び「実績調書」（別紙様式5）・「実施体制図」（別紙様式６）を各１部作成し、提出すること。郵送も可とするが、書留等送付が証明できる手段をとること。

1. 提出場所

善通寺市文京町二丁目１番１号　善通寺市役所 ２階　総務部デジタル推進室

1. 提出期間

令和３年５月１０日（月曜日）１５時（必着）

（４） 提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

①　提出方法

本実施要領及び「提案書作成要領（別紙２）」に基づき提出書類で示している全ての書類を作成の上、提出すること。郵送も可とするが、書留等送付が証明できる手段をとること。

②　提出場所

善通寺市文京町二丁目１番１号　善通寺市役所 ２階　総務部デジタル推進室

③　提出期限

令和３年５月２４日（月曜日）１５時（必着）

（５）審査の手順

提出書類について実績評価・仕様審査及び価格審査を行う。

審査は「提案書評価基準（別紙３）」内の書類審査の項に基づき配点する。

なお、提案書提出者が、５者を超える場合は、書類審査による評価点の合計が上位５者までの者を選定し、プレゼンテーション審査会への参加を依頼する。

その後、プレゼンテーション審査会を実施する流れとなる。

（６）プレゼンテーション審査会の実施

・　審査方法

１者３０分によるプレゼンテーション審査を行う。審査に当たり「提案書評価基準(別紙3)」内プレゼンテーション評価項目に基づき審査委員が配点を行う。（５）で実施した提出書類の審査と合わせ総合的に評価して順位付けを行い、受託候補者を選定する。

なお、審査結果如何によっては、いずれの提出者も受託候補者に選定しないことがある。

また、提出者が１者だった場合には、総合的に評価して受託候補者としての適否を判断する。

・　プレゼンテーション審査会

1. 開催日

令和３年５月３１日（月曜日）

1. 開催場所

善通寺市文京町二丁目１番１号　善通寺市役所 ２階　第３会議室

1. プレゼンテーションの所要時間

１者当たり３０分（プレゼンテーション２０分、質疑応答１０分）

1. 注意事項

・各提出者のプレゼンテーション開始時間は、提案書提出期間終了後、書面で通知する。

・審査会への出席者については、事前にメールで報告すること。（ただし、参加できる最大人数は3人までとする。その内１人は構築を担当するプロジェクトマネージャ又は技術担当者が同席すること。）

・指定時間に遅れた場合は、審査しない。

・プレゼンテーションでは、提案の内容を詳細に説明する必要はなく、主要な内容やＰＲポイントなどを簡潔に説明すること。

・なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、WEB会議形式による開催の可能性もある。

（７）審査結果の公表について

審査会による審査結果を踏まえ、最も優れた提案者を最優秀提案者、次に優れた提案者を次点提案者として特定し、それぞれの提案者を受託候補者及び受託候補次席者に選定する。受託候補者、受託候補次席者及び選定されなかった業務提案書の提出者に対しては、審査の結果を書面にて通知する。

５　契約

（１）契約方法

随意契約

※地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第2 号

（２）契約の締結

受託候補者と協議を行い、提出された提案書・見積額及び上限価格の範囲内で妥当と認められる場合、内容について合意のうえ、この者と随意契約の方法により締結する。

締結後、受託者は契約内容を遵守し、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。（守秘義務）

６　その他

（１）提出書類に係る事項

①　提出期限までに「参加表明書」が到達しなかった場合は、「提案書」を提出できない。

②　提出された「参加表明書」及び「提案書」は、返却しない。

③　提出期限以降における「参加表明書」及び「提案書」の差し替え及び再提出は認めない。

④　提案は、参加業者各１点とする。

⑤　提出する書類に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び

計量法（平成４年法律第５１号）の定める単位とする。

※提出された「参加表明書」及び「提案書」は、提案書の提出者の選定及び提案書の特定以外に

提出者に無断で使用しない。

（２）失格事項

以下の事項に該当する場合は、失格となることがある。

①　本実施要領（「要件定義書」及びこれに付属する書類を含む。）に記載された条件に適合しないもの。

②　「参加表明書」「導入実績調書」「提案書」「実施体制図」に虚偽の内容が記載されているもの。

③　その他、本要項に違反すると認められた場合。

④　審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合。

⑤　審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。

⑥　契約締結までの間に指名停止の措置や指名除外の措置を受けた場合。

（３）要件定義書等の目的外使用の禁止

「要件定義書」及びこれに付属する書類は、善通寺市の許可なしに第三者に閲覧させるなど、「参加表明書」及び「提案書」の作成目的以外に使用してはならない。

（４）その他

「参加表明書」及び「提案書」の作成及び提出に要する経費は、提出者の負担とする。

また、プレゼンテーションを行う場合の費用についても同様とする。